

アメリカ合衆国の兼業農場

高橋 伊 一 郎

日本では兼業農家が多い。一九五〇年度農業センサスによると、全農家数の五割をしめている。アメリカ合衆国にも兼業農場 (Part-time farms) とよばれるものがある。たんにあるというだけでなく、その数はなかなか多い。一九五〇年度の合衆国農業センサスによると約六四万をしめ、全農場数の一二パーセントにあたる。日本にくらべると少いようだが、たんにこの数字からだけで判断してはならない。それは、兼業農場の規定の仕方がちがっているからである。

日本の農業統計で兼業農家とよばれているものは「世帯員中自家農業以外の仕事についている者のある農家」ということになっている。これにたいして、合衆国の農業センサスという「兼業農場」とは、各年度のセンサスによつて若干のちがいはあるが、一九五〇年度では「自家農産物販売額が二五〇弗ないし一、一九九弗の農場で、しかもその経営者が百日以上自家農場外に就業して自家農産物販売額を上廻るその他の自家所得があつたか、もしくは

は、その他の自家所得が自家農産物販売額を上廻つた農場」をいう。つまり合衆国の「兼業農場」は、日本の第二種兼業農家(兼業を主とし農業を従とするもの)に似ているが、それとはさらに次の点でことなる。

その第一は、自家農産物販売額が二五〇弗ないし一、一九九弗の農場で区切つてゐることである。日本の第二種兼業農家には、このような農業経営の規模による制限がない。専業と兼業との区別が農業生産の主たる担当農家層ないしは農場層を確定する意味あいからなされるものであるならば、この点では、合衆国農業センサスの規定の仕方の方がより明確であらう。

第二に、実際上のあり方として、経営者自身の自家農場外の就業が合衆国の兼業農場の主な形となつてゐることである。たとえば農業経済局の一九四六年度調査によると、「兼業農場」における兼業が経営者をのぞく家族員のみによるものは一割程度しかなく、他は経営者のみか、または経営者と家族員両者による兼業農場で、しかも前者が五割、後者が四割弱である。日本では、どちらかといえば、経営者(世帯主)よりも次三男の自家農業以外の就業が主な形となつてゐる。

このようにみてくると、合衆国の兼業農場をもつて、日本の兼業農家一般はおろか、第二種兼業農家ともそのままくらべられないことは明らかであらう。それでは合衆国の農場で、日本の兼業農家に対応する農場の数は、はぼどれくらいあるのであらうか。まず、一九五〇年度農業センサスによつて、合衆国の農場の階

第 1 表 農場の階層別構成：合衆国，1950年。

農 場 階 層	分 類 基 準 (販 売 額)	農 場 数	
		実 数	割 合
[I] 商業的農場	ドル	千	%
第 I 階 層	25,000以上	103.2	1.9
第 II 階 層	10,000~24,999	381.2	7.1
第 III 階 層	5,000~9,999	721.2	13.4
第 IV 階 層	2,500~4,999	882.3	16.4
第 V 階 層	1,200~2,499	501.3	16.8
第 VI 階 層	250~1,199(1)	717.2	13.3
[II] その他の農場			
兼 業 農 場	250~1,199(2)	639.2	11.9
居 住 農 場	250未満	1,029.4	19.1
異 常 農 場	(3)	4.2	0.1
計		5,379.3	100.0

〔註〕 1950年度合衆国農業センサス Jackson V. McElveen and Kenneth L. Bachman, *Low Production Farms*, USDA BAE, 1953, Agr. Inf. Bul, No. 108, p. 2.

- (1) 経営者の自家農場就業日数が百日未満で、しかも自家農産物販売額がその他の自家所得より大なるもの。
- (2) 経営者が百日以上自家農場外に就業して自家農産物販売額を上廻るその他の自家所得があつたか、もしくは、その他の自家所得が自家農産物販売額を上廻つたもの。
- (3) 公立または私立の公共的農場コミュニティ計画農場等

と同じであつて、ただ兼業所得が相対的に小さいか、またはまったくない農場である。一九四六年度の農務省農業経済局の調査によると、この層にある農場のうちで兼業所得のある旨を報告した農場が四四パーセントある。この割合をあてはめると、一九五〇年度の「商業的農場」の第VI階層のうち、兼業所得のある農場は三二万となる。

のある農場もあろう。ことに、第VI階層の農場においてそうである。この農場層は農産物販売額の大きさからすれば「兼業農場」

の推計からすると、最低二〇万はある。そうだとすれば、合衆国の農場のうち、多少でも兼業所得のある農場の数は二〇五万を下

つぎに、「居住農場」は農産物販売額が二五〇弗未満の農場全部をふくみ、兼業所得の有無、大小は問題でない。同じく先の農業経済局の調査によると、この層にあたる農場のうちで兼業所得のある旨を報告した農場が八六パーセントをしめている。この割合からすると、一九五〇年度の「居住農場」層のうち兼業所得のある農場は八九万となる。したがつて、以上の数に「兼業農場」数六四万をくわえると、これだけでも、日本の兼業農家にあたる農場数は一八五万となる。ところがさらに、これに「商業的農場」の第V階層以上の層のなかで兼業所得のある農場数をくわえねばならない。その数は経済報告合同委員会

らないことになる。つまり、日本の兼業農家にあたる農場は、合衆国では、少くも全農場の約三八パーセントをしめる。そのうち「兼業農場」および「居住農場」を第二種兼業（兼業を主とし農業を従とするもの）とみ、その他を第一種兼業（農業の方が主たるもの）とみると、それぞれの兼業農場（ないしは農家）の割合は、合衆国と日本では第二表に示すごとくとなる。このよう

第2表 農場（農家）総数中にしめる兼業農場（農家）の割合（推計）：合衆国、日本、1950年。

兼業種別	合衆国	日本
第一種兼業	% 10	% 28
第二種兼業	28	22
計	38	50

にして表示すると、日本では第一種兼業農家の方が第二種兼業農家よりも多いのに反して、合衆国では、逆に、第二種兼業農場の方が多いことが注目される。合衆国の場合、資料が不完全なことによつて第一種兼業農場数が過少評価されたくらいはあるが、それにしても第二種兼業農場の方がきわめて多い。

以上からすると、経営者自身が自家農場外に就業する第二種兼業農場が合衆国の兼業農場の代表的な形だといえる。

二

つぎに兼業農場の数の増減傾向および地域別分布を検討しよう。合衆国の兼業農場は、しかも、累年増加しつつある。各年度

の農業センサスにおいて「兼業農場」の規定が必ずしも一致していないので、増加の程度を明確に示すことはできない。が、かりに経営者の自家農場外就業日数が百日以上のものをとると、その数は、一九三〇年には七二万、四〇年九四万、四五年一〇八万と増加しつつある。また、一九五〇年度センサスにおける「兼業農場」および「居住農場」に対応する農場数をみると、J・V・マケルヴィンおよびK・L・バックマンの試算によるものであるが（Jackson V. McElveen and Kenneth L. Bachman, *Low Production Farms*, USDA, BAF, 1953, Agr. Inf. Bul. No. 108, p. 6）、一九三〇年一〇〇万、四〇年一三八万、四五年一六七万および五〇年一六七万となつてゐる。一九三〇年から一九五〇年にいたる二〇年間に約六六パーセントの増加である。他方、合衆国の全農場数は一九三〇年に六二九万であつたが、その後各年度とも減少し、一九五〇年には五三八万にすぎなくなる。このような全農場数の減少傾向にかかわらず、「兼業農場」および、「居住農場」がコンスタントな増加傾向にあることが注意されねばならない。つまり階層別に農場数の増減傾向をみると、合衆国では、計算方法によつて若干の差異はあるが、少くとも相対的には、一九五〇年度センサスにおける「商業的農場」の第Iおよび第II階層が増大し、第Ⅲないし第Ⅳ階層が減少して、第Ⅵ階層以下とくに「その他の農場」層が増大している。ゆゑに兼業農場の増加は合衆国農業の階層分化の一環であり、兼業農場の存在は、一時的というよりも体制的なものと考えられる。

一九四五年度農業センサスにより「兼業農場」および「名目農場」の数を地域別にみると第三表のようになる。これらの農場階層の規定は一九五〇年度とは若干ちがうけれども、ほぼ、「兼業

「兼業農場」および「名目農場」はいずれも、東北部、アパラチア山地、東南部、南部平原および太平洋岸の諸州に多い。つまり人口稠密な諸州の、それも都市近郊ないしは工業中心地の近郊に多い。が、さほど工業の盛んでない地域にも相当ある。南部諸州におけるかなりの数がそれである。そこで典型的にいうと、第一に商工業中心地の近郊、第二に、アパラチア山地諸州によくみられる炭鉱などの鉱業地域第三に、南部のクロッパ制度の盛んな地方に多い。い

ずれにしても北部中央地帯の大農業州には比較的少い。それは、農業者が兼業を求める基本的要因が、農業における潜在的失業状態にあるからであろう。だが、それにくわえて、ここでもた地域的偏在は次の事情のあることをしめす。

第二の地域からいうと、この採炭業は季節的繁閑があり、したがって鉱夫は、閑暇期に小規模の農業経営をおこなう。つまり農業がらみて兼業である就業場面の季節性が兼業農場を多くしていることである。

第三の場合のクロッパとは、農場賃借の一形態で、地主から土地のみならず役畜や農具、甚だしき場合には生活費すらも借りて耕作し、収穫物の一定割合を支給される。そこに兼業農場が多いのは、クロッパが地主自

「農場」は「兼業農場」に、「名目農場」は「居住農場」および「異常農場」に、それぞれ対応するものとみてよい。本表によると、

身の経営する農場に賃労働者として雇傭されることが多いからである。この場合の兼業農場は、南部特有の土地制度、およびそれ

第3表 地方別兼業農場、名目農場の数および割合
合衆国、1945年。

地 方	実 数		合 計 (各地方別農場数 = 100)	
	兼業農場	名目農場	兼業農場	名目農場
東 北 部 諸 州	86.8	124.4	15.8	22.7
とうもろこし地帯諸州	85.1	155.3	8.1	14.8
大 湖 沿 岸 諸 州	41.1	60.9	7.6	11.2
アパラチア山地諸州	138.2	227.9	13.4	22.1
東 南 部 諸 州	70.4	116.6	10.7	17.7
デルタ地帯諸州	46.4	96.7	7.8	16.3
南部平原諸州	62.8	95.5	11.4	17.4
北部平原諸州	11.1	24.2	2.8	6.2
山 岳 部 諸 州	19.1	34.1	9.0	16.0
太 平 洋 岸 諸 州	41.6	51.7	14.8	18.8
計	602.2	987.3	10.3	16.8

[註] Special Report 1945 Sample Census of Agriculture, Kenneth L. Bachman and Ronald W. Jones, *Sizes of Farms in the United States*, USDA, BAE, 1950, Tech. Bul., No. 1019, p. 59.

に起因するクロッパリーの貧困によることが大きい。なお、最近、農業機械、とくに棉摘機の発達によつてクロッパリー経営の数が減少し、他方、第二次大戦中から南部における工業が発達した。この二点からすると、クロッパリーによる兼業農場が減少し、新しく工業の発達にともなう兼業農場が増加してきたことが考えられる。

それはさておき、第一の場合にかえると、ここでは、あきらかに、クロッパリー制度による場合にくらべて、もつと経済的な関係にもとづく。つまり農業経営内部の相対的過剰人口と自家経営外の就業機会の有無による。それは、必ずしも、第二の場合におけるように、兼業そのものの季節的繁閑という性格によるものではない。それではなぜ兼業農場という中途半端な形をとつていて、完全な脱農化をおこなわないか。この第一の場合に最近の合衆国において、兼業農場が急速に増加する体制的な原因があるように思われる。

三

つぎに合衆国の兼業農場における農業経営および兼業内容の特色について検討しよう。

先に合衆国の兼業農場の多くは、経営者自身が兼業に従事し、また農業経営よりも兼業に重点をおくいわゆる第二種兼業であることを指摘した。まず農業経済局一九四六年度調査にもとづいた第四表によつて、農場階層別に農業所得の地位を検討してみる。

第4表 各農場層における農業所得および
農業外所得：合衆国、1946年。

	居住農場	兼業農場	小規模農場
一農場当り(ドル)	2,187	3,076	772
所得合計	187	523	662
内 農業所得	2,000	2,553	112
農業外所得			
所得合計額大小別農場数割合(%)			
1,000ドル未満	27	12	75
1,000～1,499ドル	14	14	21
1,500ドル以上	59	74	5
農業外所得額大小別農場数割合(%)			
1,000ドル未満	42	22	100
1,000ドル以上	58	78	—

「居住農場」で一八七ドル、「兼業農場」で五二三ドル、それぞれ農家所得の割弱いしは一・七割程度にすぎない。それにくらべて、「小規模農場」では六六〇ドルで農家所得の八・五割強をしめているから、兼業農場においていかに農業経営への依存度が小さいかがわかる。

だが、兼業所得をもふくめた農家所得の総額では「兼業農場」のみならず「居住農場」も、「小規模農場」よりは四倍ないし三倍も大きい。

[註] McElveen and Bachman, *ibid.*, p. 8.

(小規模農場の欄において、所得合計額大小別農場数)の割合の合計が100にならないが、原文のまま。)

つぎに、一九四五年度農業センサスによつて一農場当り平均経営規模をみよう。第五表がそれである。みられるように、農場総面積においても、作付面積においても「兼業」「名目」の両農場

第5表 一農場当り平均農場面積・労働力
投資額・生産額：合衆国、1945年。

	名目農場	兼業農場	小規模農場	合衆国平均
農場面積(エーカー)				
農場総面積	65	43	72	196
作付面積	11	10	22	60
農業労働力(成年男子換算人)	9.9	0.5	1.3	1.5
投資額(ドル)				
土地建物	3,583	2,587	2,305	8,100
動力および機械	249	281	349	1,063
生産畜	209	278	375	1,256
計	4,042	3,142	3,029	10,419
農場生産額(ドル)	264	574	825	3,113

〔註〕 Bachman and Jones, *ibid.*, p. 11.

は、「小規模農場」よりも小さい。農業労働力および農場生産額についてもそうである。ただ農場への投資額については少し異なる。

その投資総額においては「兼業」「名目」両農場の方が大きい。その内訳をみると、それは土地建物評価額が大きいからであつて、動力および機械並びに生産畜についてはむしろ小さい。だがこれを、農業に投下された労働単位(成年男子換算人)当りについてみると、ふたたび事情がちがつてくる。「名目農場」(これには一九五〇年度センサスにおける「異常農場」もふくまれていと考えられる)はそうでもないが、「兼業農場」は、以上の諸点のいずれについても、「小規模農場」を凌駕する。

同じく一九四五年度農業センサスによる営業形態別にみた農場数の割合をみると、「小規模農場」では作物の栽培を主とするものが四三パーセント、自給を主とするものが二五パーセントであるのにならして、「兼業農場」および「名目農場」では、いずれも後者の割合がずつと大きくなって、それぞれ六三パーセント、六八パーセントをしめしている(Bachman and Jones, *ibid.*, p.58)。

以上のことからすると、兼業農場における農業経営の特色について、ほぼ、次のことがいえる。つまり第一に、兼業農場においては、農業経営はむしろ兼業労働力の再生産に奉仕する従属的地位におちてきている。したがつて農家所得中にしめる農業所得の地位も低ければ、一農場当り平均経営規模も小さいし、また、営業形態も自給を主とするものが多い。

第二に、それにもかかわらず、農業労働生産性の点からすれば、合衆国の全農場平均にくらべては低いけれども、必ずしも最低というほどのものではなく、「小規模農場」よりは高い。それ

は、兼業農場においては農業への労働の投下が、かなりの程度において、兼業労働とのふりあいによつて左右されるからである。たとえば自家農業への投下労働量は「兼業農場」において〇・五人（成年男子換算人、一九四五年）という低きである。そして農業経済局一九四六年度調査によつて、家族労働力のうち兼業をもふくめた全就業者について一人当たり平均所得額をみると「小規模

第6表 経営者の兼業所得源別・居住農場・兼業農場数の割合：合衆国、1949年。

経営者の兼業所得源	居住農場	兼業農場
労働賃料純収入	57	59
財産賃料純収入	8	16
帰還軍人支給金	8	12
社会保険	12	8
事業収入	8	8
下宿人からの純所得	5	5

〔註〕 農務省農業経済局調査による。
McElveen and Bachman, *ibid.*, p.66.

農場」ではわずかに三五六ドルにすぎないのに「兼業農場」および「居住農場」では、それぞれ一、〇九〇ドル、八五七ドルとなつてゐる (McElveen and Bachman, *ibid.*, p.6.)

同じく一九四六年度調査によつて経営者の兼業所得の内容をみると第六表のごとくである。「居住農場」「兼業農場」のいずれにあつても、労賃所得によるものが多く（約六割）、事業収入によるものは少い（一割強）。またレントナリー的な財産賃料収入によるものも少い。帰還軍人支給金および社会保障費等の社会政策

的支出によるものがや多い（二割）ことが注目される。この賃労働のうち農業賃労働がどれだけあるか不明であるが、合衆国センサス局一九四〇年度の資料によると、兼業の内容の労働者中約四分の一が農業労働となつてゐる。したがつて先のクロッパリーをのぞけば、賃労働兼業のほとんどは非農業部門の雇傭であらうと思われる。

合衆国では景気変動に應ずる脱農民化がかなり激しくおこなわれているのであるが、では、非農業部門の賃労働兼業が多いことは、兼業者が農業から非農業に移行する一時的、短期的な形なのであろうか。「兼業農場」における現農場居住年数をみると、六年以上の長期のものが半数をしめており（一九四〇年度）合衆国の全農場についてみた場合の割合よりはむしろ高いとみられる（全農場では、同年度で、居住年数四年三ヵ月以上の農場の割合が五六・七パーセント）。この点からすれば、兼業農場が、他の農場層にくらべて、とくに非農業に移行する一時的、短期的な形だとはいえない。土地保有態様別にみても、純自作農場の割合がセンサス局一九四〇年度資料によると、「兼業農場」は約七割で「小規模農場」六割弱、全農場平均四・六割にくらべると安定性が強い。

現在、兼業農場を構成する農場のうちで、二つの流れが予想される。その一つは、従来、非農業に就業していたものが農村に移住して農業を兼営する場合であり、他の一つは、小規模農業経営者が家計補充のために兼営をもつ場合である。そのいずれが主流

であるかは、資料不足のため不明である。ただ、先にふれたように、第一に合衆国の全農場の階層別増減傾向が、少くも相対的には中規模層の減少、小規模層の増加となつてゐることから、ますます兼業所得を必要とする農場が増加するであろうこと、第二に兼業収入の内容において事業収入によるものが少く、賃労働収入によるものが多いこと、第三に「兼業農場」の家族の年令別構成をみても、合衆国の全農場平均にほぼ等しく（センサス局一九四〇年度資料）、したがつて老令者の農場への隠退や、あるいは非農業部面で蓄積した後に、農村から通勤するために農場を購入するという例が、とくに多いことはなからうということ、等の点からしてむしろ第二の流れの方が主流ではないかと推測される。

ただし、誰でもが容易に兼業につけるものでないことはあきらかである。兼業農場の多い地域でもなお「小規模農場」がかなりあるからである。その場合どういふ者が兼業をもてるか、つまり非農業部門に就業する機会にめぐまれてゐるかということについて、教育程度のいかんがやはり一つの有力な要因となつてゐるようである。センサス局一九四〇年度資料によると、「兼業農場」の経営者ならびに家族の教育年限は、都市人口にはおよばないにしても農家人口平均よりも長く、農村の非農家人口平均をやや下回るほどの高さである。

（註） 本文でのべたように、合衆国の農業統計における「兼業農場」の規定は、調査年度によつて異なる。むしろ農場の階層性や

兼業農場にたいする関心が高まつてくるにつれて、その規定の仕方が次第に明確になつてきたといえる。そのもつとも明確な規定が本文でしめした一九五〇年度農業センサスにおけるものである。したがつてここで「兼業農場」として括弧つきで用いた場合はそれぞれの調査年度で規定されたものであり、厳密に言えば一致したものでない。ただ大体において一致するにすぎない。括弧をつけないで兼業農場として使つた場合は、日本の兼業農家に対応するもの、そのなかでも、とくにいわゆる「第二種兼業農家」にほぼ対応する農場をさす。つまり合衆国農業センサスにおける「兼業農場」および「居住農場」がそれである。

* * *